

ライフケアサービス株式会社 指定通所介護事業所
キノウアアップ八軒 運営規程
(指定通所介護・第1号通所事業 (サービス時間短縮型))

(目的)

第1条 この規程は、ライフケアサービス株式会社が設置するデイサービスキノウアアップ八軒(以下「事業所」という。)が行う、指定通所介護事業及び第1号通所事業(サービス時間短縮型)(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所介護サービス及び第1号通所事業サービス(以下「サービス」という。)を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員(以下「従業員」という。)は、要介護状態又は要支援状態になった利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じた自立生活を送れるように事業所内の施設・設備を活用しながら、生活リハビリを取り入れた介護、機能訓練等を提供する。

- (1) 全ての利用者について、通所介護サービス計画又は総合事業サービス・支援計画及び評価表(なりたい自分を目指した目標と役割分担)をもとにサービス計画(以下「サービス計画」という。)を作成し、個人的かつ自立支援を目指すケアを実践する。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 キノウアアップ八軒
- (2) 所在地 札幌市西区八軒五条東4丁目5番52号ホワイトパレスビル1階

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤兼務1名)
管理者は、従業員の管理及び業務の実施状況の把握、その他管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
生活相談員 3名(常勤兼務2名 非常勤兼務1名)
看護職員 4名(常勤兼務1名、非常勤兼務3名)
機能訓練指導員 5名(常勤専従1名・常勤兼務1名、非常勤兼務3名)
介護職員 10名(常勤専従1名 常勤兼務2名 非常勤専従4名 非常勤兼務3名)
従業者は、指定通所介護及び第1号通所事業の提供に当たる。

(利用受付日及び時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日とする。ただし、年末年始は除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時30分とする。
- (3) サービス提供時間 9時25分から12時30分・13時25分から16時30分とする。

(利用定員)

第6条 指定通所介護及び第1号通所事業の利用定員は次のとおりとする。

- 1単位 23名(9時25分から12時30分)
- 2単位 23名(13時25分から16時30分)

(サービスの内容)

第7条 サービスの内容は、次の通りとする。

- (1) 日常生活上の介護 利用者の心身機能、ニーズに応じた介護、その他必要な身体介護
- (2) 機能訓練 9時25分から12時30分・13時25分から16時30分とする。
- (3) 入浴 9時25分から12時30分・13時25分から16時30分とする。
- (4) 送迎 札幌市西区、北区(鉄西地区、幌北地区、北地区(北30条)、新川地区、新琴似西地区)、中央区(桑園地区、宮ヶ丘地区、宮の森地区)、手稲区(新発寒地区)、東区(北栄地区、北光地区)
- (5) 相談 事業所内に相談室を設置し、利用者からの相談に適切に対応する。
- (6) サービス計画の立案 指定通所介護及び第1号通所事業計画の作成をする。

(サービスの提供等)

第8条 前条のサービスの提供は、次の通りとする。

- (1) サービス計画の作成
居宅サービス計画又は総合事業サービス・支援計画及び評価表(なりたい自分を目指した目標と役割分担)と自らの課題分析を基に、利用者の心身の状況や生活全般の解決すべき課題等に即した、サービス計画を作成し、利用者及びその家族等に対して十分な説明を行い、書面にて同意を得て交付する。
- (2) その他
上記のほか利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行なうために必要と認められるサービスの提供を行う。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、札幌市西区、北区(鉄西地区、幌北地区、北地区(北30条)新川地区、新琴似西地区)、中央区(桑園地区、宮ヶ丘地区、宮の森地区)、手稲区(新発寒地区)、東区(北栄地区、北光地区)の地域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 事業所は利用者の次の各号のいずれかに該当する場合は、サービス提供を停止又は中止することができるものとする。

- (1) 利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、利用契約時に故意に告知せず、又は不実の告知を行った場合。

- (2) 第11条に定める利用料の支払いが3ヵ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず支払いがなされない場合。
- (3) 故意又は重大な過失により従業者、その他の利用者等の生命、身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行なった場合。
- (4) 事業者の制止又は従業者のたびたびの注意等にもかかわらず、次項の定める禁止行為を繰り返した行った場合。

2 利用者は事業所内において、次の各号に定める禁止行為を行ってはならない。

- (1) 事業所利用時間内及び送迎中は禁煙
- (2) 従業者及び他の利用者等に対して、迷惑の及ぶ宗教活動、政治活動、営利活動
- (3) 従業者及び他の利用者等に対する著しい暴力行為、又は施設及び備品に対する著しい破壊行為
- (4) その他施設の秩序又は風紀を著しく乱す行為

(利用料等)

第11条 事業所が提供する指定通所介護及び第1号通所事業の料金は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に料金の支払いを受ける。また当該指定通所介護及び第1号通所事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 通常の事業の実施地域を超えて行なう、指定通所介護事業及び第1号通所事業の送迎に要する費用については次の額を徴収する。
※実施地域を超えた場合 (片道) 600円
- (2) 介護保険給付対象外の費用として、ご利用日にお休みをされる時は、ご利用の前日の17時までにお休みのご連絡をいただきます。前日の17時以降のご連絡や当日のご連絡につきましては、キャンセル代1000円を徴収します。
- (3) 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者及びその家族等に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で利用者の同意を得るとともに、その支払いに同意する旨の文章署名又は記名、捺印を受けることとする。

(緊急時及び事故発生時における対処方法)

第12条 従業者等は、サービスの実施中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに主治医、家族、医療機関等に対し、適切な対処を行なうとともに、管理責任者に報告するものとする。事業所は、事故が発生した場合はその原因を解明し再発を防ぐための対策を講じるものとする。

(損害賠償)

第13条 事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償する。守秘義務に違反した場合も同様とする。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には利用者の置かれた心身の状況を酌量して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減ずる場合がある。

(守秘義務)

第14条 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を厳守する。

- (1) 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を使用することについて、利用者及びその家族に対して事前に説明し同意を得るものとする。
- (2) 事業者は、従業者が従業者でなくなった後においても当該秘密の保持を厳守すべき旨を従業者との雇用契約に明記する。

(業務体制の設備)

第15条 事業者は、従業者の資質の向上を図るための研修の機会を設けるものとし、あわせて業務体制を整備するものとする。

(苦情処理)

第16条 事業者は利用者等からの苦情の申し出が、行ないやすい環境を設けるため、事業所に苦情受付担当者を設置するものとする。

- (1) 事業所の管理者は、前項について利用者等への周知を図るため、必要な事項を事業所内の目の付きやすい場所に掲示するものとする。

(衛生管理)

第17条 事業所は利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療機器の管理を適正に行なうものとする。

- (1) 事業者は、当該事業所において感染症等が発生し、また蔓延しないように措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第18条 万一非常災害が発生した場合は速やかに利用者を避難させ、利用者全員の安全を確保する。また非常災害に備え、必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のための必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを札幌市に通報するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は、事業者と事業所の管理と協議に基づいて定めるものとする。

附則

1. この規定は、令和6年 4月 1日から施行する。